コラム 68 - 開戦決定についての各種論評

<u>米陸軍参謀本部ウェデマイヤー大将</u>は、自己の回想録で次のように述べています。 「英国の苦境を救うため戦時中立にそむき、日独伊三国同盟を逆用し、無理難題をふっかけて日本を追いつめ、真珠湾のアメリカ艦隊をオトリにして、米国を欧州戦争に 裏口から介入させようとする目的を達した。」

<u>イギリスの軍需生産大臣であったオリバー・リットルトン</u>は、開戦中の1944年6月20日、ロンドンのアメリカ商業会議所で、次のような驚くべき発言をしています。「アメリカが戦争に追い込まれたというのは、歴史上の狂言である。アメリカが日本を追い込んだのだ。日本がパールハーバーを攻撃せざるを得ないほどに、アメリカが強圧したのである。」

また、<u>米退役軍人であるロバート・スティネット</u>は、1999 年、著書「真珠湾の真実―ルーズベルト欺瞞の日々」の中で、近年、情報の自由法により機密解除された20万通もの文書と関係者へのインタビューに基づき、ルーズベルトは、11 月末に千島の単冠湾に日本の機動部隊が集結した時点から真珠湾に向かっていることも、「ニイタカヤマノボレ 1208」も米側の暗号の解読と電波の傍受によってつかんでいたことを明らかにしています。

すなわち、ルーズベルト大統領は、日本の攻撃が間近に迫っていることを知りながら、真珠湾に厳戒態勢に入るよう指示しなかったのです。これは、アメリカ国民が参戦に強く反対していたため、ルーズベルト大統領が、日本軍のだまし討ちと思わせるような攻撃をさせて、参戦気分を一気に高めようとしたものと考えられます。

国際法学者・パール判事 は、国際法と真珠湾攻撃との関連について、次のように 陳述しています。

「国際法の基本原則によれば、もし一国が、武力紛争の一方の当事国に対して、武器、軍需品の積み出しを禁止し、他の当事国に対して、その積み出しを許容するとすれば、その国は必然的に、この紛争に軍事干渉をすることになり、宣戦の有無にかかわらず、戦争の当事国となるのである。」 すなわち、国際法の基本原則では、米英両国は明らかに、宣戦の有無にかかわらず、日本に対して戦争の当事国となっていたのです。そして、さらに彼は「日中間の敵対行為が戦争の性格を持っていたことはもとよりのことであり、国際法においては、米国は既に自らの行為によって、日中間の交戦状態に介入していたことになり、真珠湾に関する問題(宣戦布告が米国政府に届く前に攻撃をした)は、全く意味を失うことになる。このことは、米国が自らの行為によって、真珠湾攻撃の遥か以前から、交戦国になっていたのであり、したがって、日本が中国に対して行っていた戦争の性質がどのようなものであったにせよ、米国が中国の側に立ってこれに参加することを決定した瞬間から、日本は米国に対して、いつでも、どのような敵対措置をもとりうることができるのである。」と述べています。

このことは、アメリカは、真珠湾攻撃の遥か以前から、国際法に違反した軍事行動をとっていたのであり、日本は宣戦布告に拘らず、いかなる武力攻撃をしても全く国際法違反とはならなかったということを意味するのであります。日本は、アメリカが国際法に違反しているという事実を、もっと大々的に、早い時期から国際社会にアピールしておく必要があったといえます。